

第4章 障がい者基本計画

基本目標1 お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

施策1-1 障がいへの理解・配慮の推進

1 施策を取り巻く環境

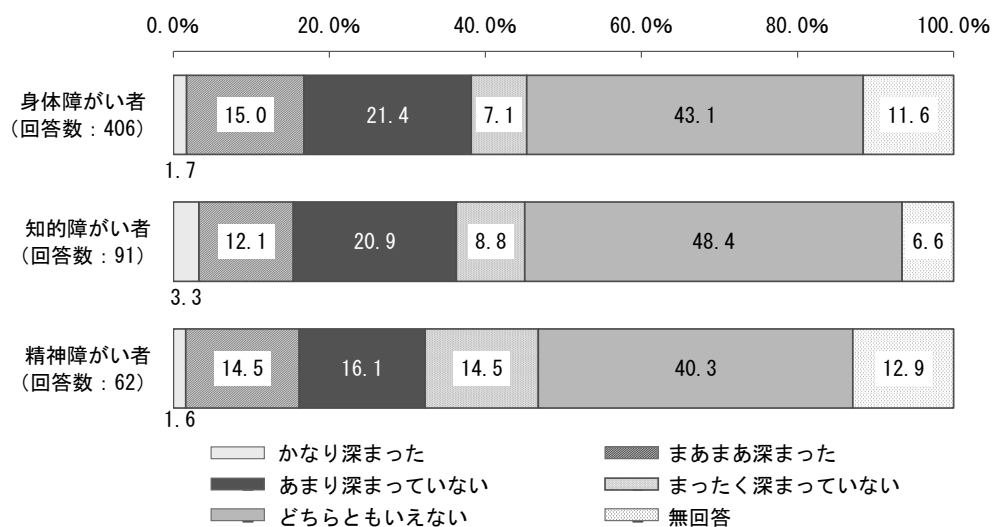
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、住民一人ひとりが障がいや疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があり、徐々に浸透しつつあるものの、様々な場面で啓発が求められます。
- 平成28年（2016）4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいにあわせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務づけられました。これに伴い、町では、「障害を理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」（以下「職員対応要領」とします。）を策定し、合理的配慮に向けて、窓口対応など、職員の障がいへの理解促進に向けた取り組みを継続的に推進しています。

[アンケート調査による意識]

① 障がいへの理解について

- 障がい別に障がいへの理解についてみると、「かなり深まった」、「まあまあ深まった」と回答した割合は、それぞれ1割強となっており、引き続き、理解促進への取り組みが求められます。

図表 障がいへの理解



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいや障がいのある人への理解を深め、地域で暮らす人、これから地域での暮らしを望む人に対し、地域での支えあいと理解を持って接する関係を築いていく取り組みを推進します。
- 「職員対応要領」に基づき、社会全体で障がいのある人への差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが実施されるように努めます。

1-1-1：障がいへの理解の促進

家庭や地域、学校、社会などにおいて、あらゆる機会を捉え、子どもから大人に至るまで、町ぐるみで啓発活動に努め、障がいのある人への理解を一層深めていきます。

また、広報や町のホームページ、パンフレット等による広報・啓発活動を推進し、行事・講座などの案内や障がいのある人のために活動している団体の様子など、情報の収集・広報に努め、障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

1-1-2：福祉教育の充実

障がい及び障がいのある人に対する住民の理解の促進と、地域共生社会などについて学ぶ機会を増やし、幼少期からの教育を積極的に推進します。

学校や幼稚園、保育所での福祉教育については、今後も、障がいのある人のおかれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深め、一人ひとりの「豊かなこころ」を育む福祉教育を展開します。

各種社会教育の講座等において、差別解消や障がいへの理解につながるテーマをとり上げ、住民に対して啓発を行います。

1-1-3：差別解消に向けた取り組みの推進

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、事業者や住民にも広く周知し、社会全体で障がいに対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるよう努めます。

また、地域における障がいのある人への差別に関する相談体制の充実に努めます。

1-1-4：町職員及び関係機関等における合理的配慮の推進

「職員対応要領」に基づき、各課と連携をとりながら、すべての職員が障がいに対する理解をより一層深めるため、関係機関が行う研修会に積極的に参加し、職員の意識向上を図ります。

特にサービス提供事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に努めます。

施策 1-2 権利擁護の推進、虐待の防止

1 施策を取り巻く環境

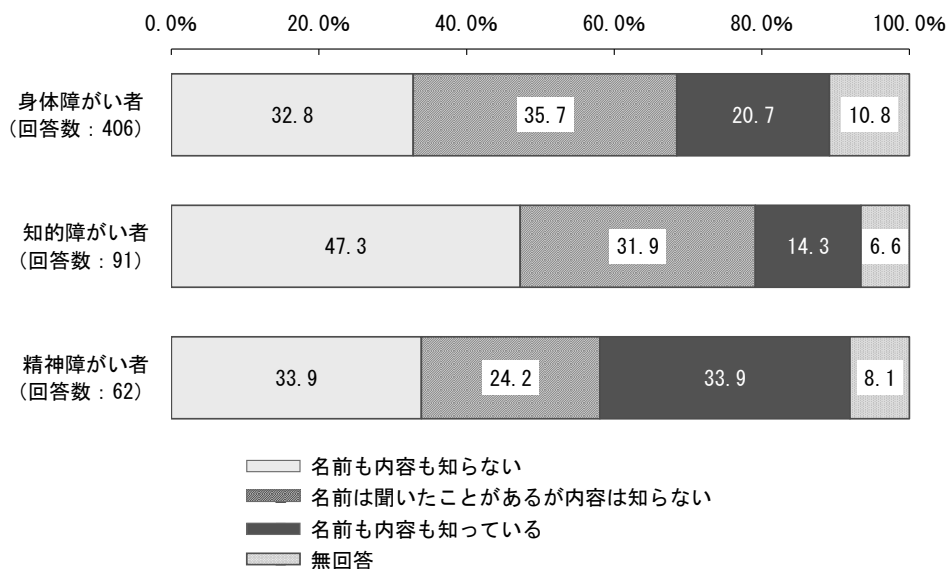
- 判断能力が十分でない障がいのある人が人権や財産に対する侵害を受けることのないよう、早い段階で成年後見制度をはじめとする権利擁護の周知を図るなど、障がいのある人の権利擁護の充実を図る必要があります。
- 今後は高齢化に伴う成年後見制度利用の増加が想定されるなど、引き続き制度の周知が求められます。
- 虐待については、町や関係機関、福祉施設等が連携し、虐待防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護等に引き続き取り組んでいく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 成年後見制度の認知状況

- 成年後見制度の認知状況をみると、知的障がいのある人の 47.3%が「名前も内容も知らない」と回答しており、引き続き制度の周知が必要です。

図表 成年後見制度の認知状況



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 判断能力が十分でない障がいのある人に対し、成年後見制度の周知や町長による家庭裁判所への手続き申し立て制度の利用促進などを図るとともに、町社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の防止に向けた通報義務の周知や早期発見、対応に向けた体制づくりに努めます。

1-2-1：権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がいのある人の権利と財産を守るために、本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援を通じて、自己選択や決定を保障する意義や成年後見制度等の権利擁護に関することや日常生活自立支援事業の普及を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用に努めます。

① 成年後見制度

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。

② 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

1-2-2：虐待防止対策の推進

障がいのある人への虐待を防止するため、住民へ「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容、通報義務等について周知を図り、早期発見につなげます。

また、町では虐待防止対策地域連絡協議会を設置し、虐待防止対策を推進するとともに、虐待事例が発生した場合には、「大和町虐待防止対策に関する手引き」に基づき、養護者による場合、障害者施設従事者等による場合、使用者による場合等に応じて、関係機関等と連携し、適切に対応します。

そのほか、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止に向けて、サービス提供事業所に対し、適切な指導を行います。

施策 1-3 地域の支えあい活動の推進

1 施策を取り巻く環境

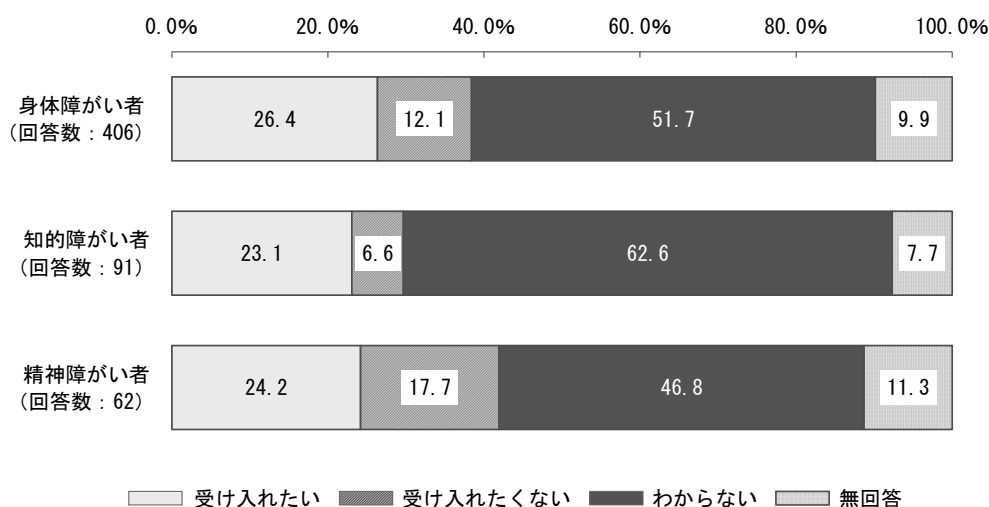
- 障がいのある人を理解し、地域で支えあえる地域づくりに向けては、地域福祉を担う民生委員児童委員や関係機関と連携し、障がいのある人が安心して生活するための活動の場、また地域住民と交流できる集いの場を創出するなどの地域社会づくりが求められます。
- 地域住民が「我が事」として主体的に取り組む地域共生社会の形成に向けて地域の支えあい活動が活発になるよう、担い手となるボランティア人材の育成、活動への支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

① ボランティアの受け入れ

- 支援の受け入れについて、「受け入れたい」割合が各障がいで 2～3 割程度となっているなど、支援が必要な側にも迷いやためらいがあるようです。こうした垣根を取り除き、お互いをつなぐ仕組みを構築していくことが、日常的な交流の創出、共生社会の実現に近づく具体的な方法の 1 つと考えられます。

図表 ボランティアの受け入れ



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいの有無に関わらず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる共生社会の形成を目指します。
- 地域での支えあい活動を通じてお互いを認め、尊重しあう地域づくりを進めます。
- 地域福祉の推進とともに、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりに取り組みます。

1-3-1：地域福祉の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、町社会福祉協議会と連携し、ともに支えあう意識の醸成や活動の活性化に努め、地域生活での困りごとについて住民・地域・町・関係機関が相互に関わりながら、住民主体による課題解決力強化・体制づくりに取り組みます。

また、すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の形成に向けて取り組みます。

1-3-2：多様な交流機会の創出

世代間交流、特別支援学級との交流のほか、サービス提供事業所による地域との交流等、多様な交流を実施することにより、障がいのある人は社会性を育み、地域住民においては障がいの理解につながる機会を創出します。

1-3-3：ボランティア活動の推進

住民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、地域でともに支えあう社会の形成を目指します。

また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加できるよう支援します。

1-3-4：障がい者団体（当事者団体）の活性化

障がい者団体は、障がいのある人や家族の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も加入を促進するとともに、障がい種別を越えた交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、こうした機会を通じて、障がいのある人同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みや迷いを互いに解消する機会となるよう、場の提供や情報の共有に努めます。

1-3-5：ヘルプカードの活用検討

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」について周知を図るとともに、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障がいのある人が、周囲に支援を求め手段として活用されるよう「ヘルプカード」の普及に向けて検討を進めます。

施策 1-4 暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

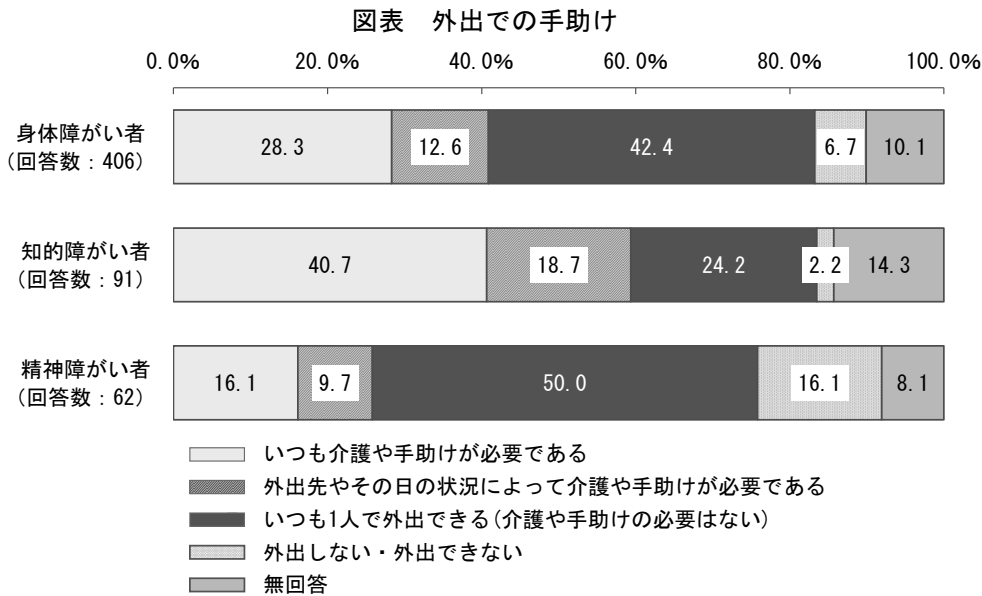
1 施策を取り巻く環境

- 障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、移動手段や障がい特性に応じた住まい、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。
- 日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要であり、情報伝達や避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障がいに配慮した支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

① 外出時の手助け・外出するときに困っていること

- 外出の際の介護や手助けについては、知的障がいのある人の介護や手助けが必要な割合が特に高くなっています。
- 外出するときに困っていることでは、「歩道・通路の段差・障害物」、「トイレの利用」を共通して上位に挙げています。知的・精神障がいのある人では「緊急時の対応」も求められています。



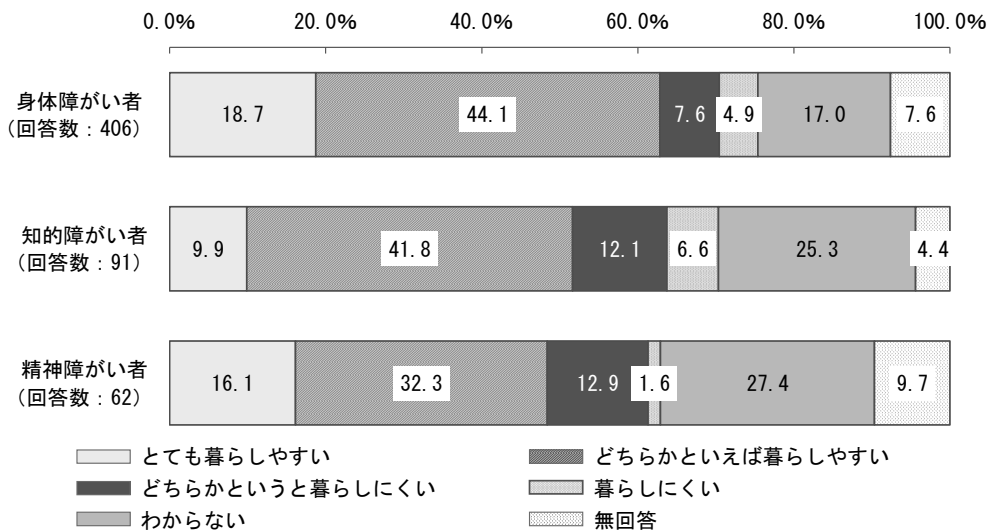
図表 外出するときに困っていること（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 (回答数 : 406)	歩道・通路の段差・障害物 49.4%	建物の階段や段差 47.0%	トイレの利用 42.8%
知的障がい者 (回答数 : 91)	トイレの利用 42.6	緊急時の対応 38.9	歩道・通路の段差・障害物 37.0
精神障がい者 (回答数 : 62)	トイレの利用 50.0%	歩道・通路の段差、障害物・周囲の目が気になる、緊急時の対応 ともに 43.8%	

② 地域の暮らしやすさ

- 地域の暮らしやすさでは、「とても暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」を合わせた“地域の暮らしやすさ”の割合は5～6割を占め、身体・知的障がいのある人では5割を上回っており、今後も障がい特性に応じた支援ニーズを把握しながら、暮らしやすい生活基盤の整備を図っていく必要があります。

図表 地域の暮らしやすさ



③ 災害時に避難所などで困りそうなこと

- 災害時に避難所などで困りそうなことについては、身体・知的障がいのある人では「トイレ」、精神障がいのある人では「コミュニケーション」を最上位に挙げています。

図表 災害時に避難所などで困りそうなこと（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 (回答数: 406)	トイレ 57.6	薬や医療 56.6	プライバシーの保護 31.8
知的障がい者 (回答数: 91)	トイレ 61.6	薬や医療 58.6	介助や介護をしてくれる人 35.2
精神障がい者 (回答数: 62)	コミュニケーション 61.5	トイレ 53.8	薬や医療 40.7

2 施策による取り組み

[実施方針]

- 物理的なバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす障がいのある人やこれから地域で暮らそうとする障がいのある人が「暮らしやすい」と思える生活環境や利便性の向上に取り組めます。
- 様々な危険や不安から障がいのある人を守るよう、地域の安全対策を推進するほか、近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害や万が一の緊急時への備えとともに、障がいの有無にかかわらず、安全安心な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

1-4-1：移動手段の確保・負担の軽減

障がいのある人の行動範囲を広げられるよう、各種交通機関における運賃等の割引や町民バスやデマンドタクシーの無料化、福祉タクシー助成事業として、タクシー利用料の一部を助成するなど、様々な移動支援等によって、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

また、自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費助成事業により、社会参加や就業を促進します。

1-4-2：住環境の整備・住まいの確保

障がいのある人の地域生活を支えるため、一般住宅の改修費用の助成等を通じて生活環境や利便性の向上に努め、「暮らしやすさ」を実感できる取り組みを進めます。

また、関係機関やサービス提供事業所等と協力し、共同生活援助（グループホーム）といった地域で居住する場が確保されるよう取り組むほか、住宅に困窮する障がいのある人等に対して、情報提供に努めます。

1-4-3：地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくよう継続して検討を図ります。

1-4-4：災害時における支援対策の充実

災害時に支援が必要と考えられる障がいのある人を含む「要配慮者」の把握に努め、災害時避難行動要支援者の名簿を作成し、適正に管理します。

また、日常の延長線上で災害時の支援策が図れるよう、聴覚障がいのある人に対し、防災行政無線、個別受信機（文字表示付）の設置を行っておりますが、さらに地域としての支援体制づくりを検討し、適切な支援につなげます。

1-4-5：生活安全対策の推進

障がいのある人が、安全に安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、各種関連団体等との連携による防火対策、交通安全・悪質商法対策など、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

1-4-6：公共施設等のバリアフリー化

不特定多数の人が利用する公共施設等においては、だれもが利用しやすい施設づくりを目標とし、新築や改修の機会に「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」による整備に努めます。

1-4-7：道路・交通施設の整備

安全性のある道路整備に努め、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックなどについて、緊急性、重要性を考慮し、計画的に整備します。

また、道路において障害物となっている広告物などの撤去や改善等についての指導を強化します。

1-4-8：福祉のまちづくりの推進

障がい福祉施策やまちづくりに関して、障がいのある人や住民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう、相談時のニーズの聞き取りやパブリックコメントなど広聴活動の充実に努めます。

基本目標 2 自分らしい生き方を選択できる地域づくり

施策 2-1 多様な働き方、雇用・就労の促進

1 施策を取り巻く環境

- 障がいのある人に向けた雇用・就労への取り組みについては、町、基幹相談事業所、障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センターと連携し、雇用支援を行っています。
- 雇用状況は社会経済の影響等により依然として厳しい状況にあります。今後も企業等に対する障がいのある人の雇用や職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着支援等、就業機会の拡大を図っていく必要があります。
- 町においては障害者就労支援施設に対し、優先的にサービスや物品の調達をすることを推進しており、その成果は着実に増加しています。

図表 ハローワーク管内 年度別新規求職・就職状況

(単位：人)

	合 計		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数
平成 24 年 (2012)	20	11	15	11	1	0	4	0
平成 25 年 (2013)	46	25	27	12	4	3	15	10
平成 26 年 (2014)	74	39	40	26	8	6	26	7
平成 27 年 (2015)	73	35	42	20	12	3	19	12
平成 28 年 (2016)	64	38	31	14	6	5	27	19

資料：公共職業安定所

図表 障がい者就労支援施設からの物品調達状況

(単位：円)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
物品 (事務用品、小物雑貨、食品等)	4,800	6,2971	712,000
役務 (印刷、クリーニング、清掃、施設管理等)	925,049	713,627	674,000
計	929,849	1,343,339	1,386,000

※ 平成 29 年度 (2017) は調達目標値

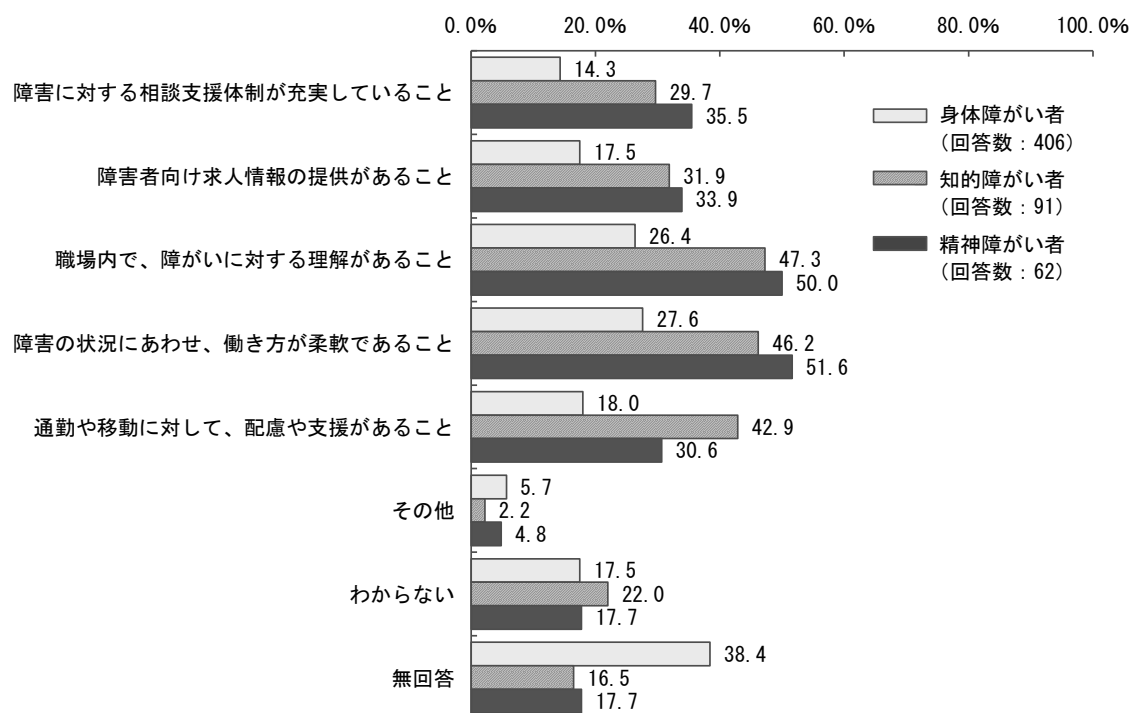
資料：保健福祉課

[アンケート調査による意識]

① 仕事をするために必要な配慮について

- 仕事をするために必要な配慮については、各障がいで「障害の状況にあわせ、働き方が柔軟であること」、「職場内で、障害に対する理解があること」を上位に挙げています。

図表 仕事をするために必要な配慮について



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいのある人の自立した暮らしを確立するため、生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう、事業主等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取り組みを推進します。
- 重度の障がいがあっても働く機会や社会参加の機会を得ることができるよう、「福祉的就労」の確保等、多様な働き方につながる支援を行います。

2-1-1：総合的な就労移行支援・職場定着支援の実施

就労移行支援をはじめ、国や県による支援の活用、就労体験機会等によって、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

また、就労に結びついた場合でも継続して働くことが難しい状況が見受けられるため、就労後も継続して働くことができるよう、障がい者雇用に関わる制度や合理的配慮、施策情報の周知など、職場定着と事業所の理解促進に取り組みます。

そのほか、県が推進する農福連携等についても視野に入れた検討を進めます。

2-1-2：福祉的就労の確保

一般就労が困難な障がいのある人の働く場、日中活動の場となる福祉的就労の場や地域活動支援センターでの活動の場を確保するとともに、こうした日中活動を通じて、一般就労への移行を希望する方の就労移行についての支援を行います。

また、町が発注する物品及び役務について、全庁的に障害者就労施設等からの調達を推進等を図ります。

2-1-3：県及び関係機関との連携による障がい者雇用の促進

障害福祉サービス等による就労支援に加え、職能開発・雇用支援に関する情報提供、就労を希望している人への職場適応援助者（ジョブコーチ）や職業相談・指導等、国、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター わ〜く等と連携し、障がいのある人の雇用促進を図ります。

施策2-2 子どもたちの成長支援、保育・教育の充実

1 施策を取り巻く環境

- 障がいのある子どもや心身の発達に偏りや心配のある子どもについては、対象となる子どもとその保護者に対し、支援が必要な状態を早期に把握し、ライフステージに応じた切れ目のない保健、医療、療育、教育、生活支援等が連携した取り組みが求められます。
- 町内では、平成29年（2017）現在、小学校では37人、中学校では24人で特別支援学級に通っており、障がい児保育を実施している保育所（園）は6か所となっています。今後も住み慣れた地域で、ともに育ち、学ぶことのできるよう、保育・教育の場での障がいに関する専門性の向上と理解促進に向けた取り組みなどが求められます。

図表 特別支援学級数・児童数

（単位：校・学級・人）

	平成 24年 (2012)	平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	5	6	6	6	5	5
特別支援学級数	12	13	15	15	13	12
特別支援学級児童数	37	32	34	37	37	37
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2	2
学級数	5	8	7	6	5	6
生徒数	20	22	20	24	25	24
保育所（園）						
障がい児保育実施か所	4	5	5	6	6	6

資料：大和町

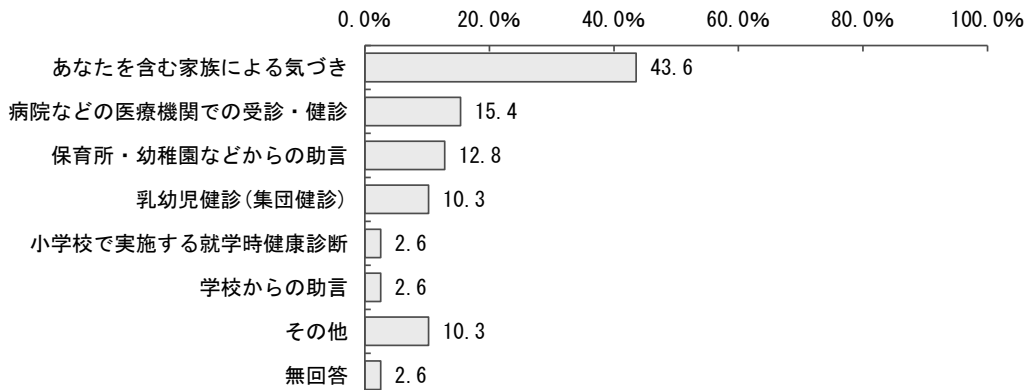
[アンケート調査による意識]

① お子さんの障がいや発達課題への気づき

- お子さんの障がいや発達課題などに気づいたきっかけとしては、「あなたを含む家族による気づき」を最上位に挙げています。

図表 お子さんの障がいや発達課題への気づき

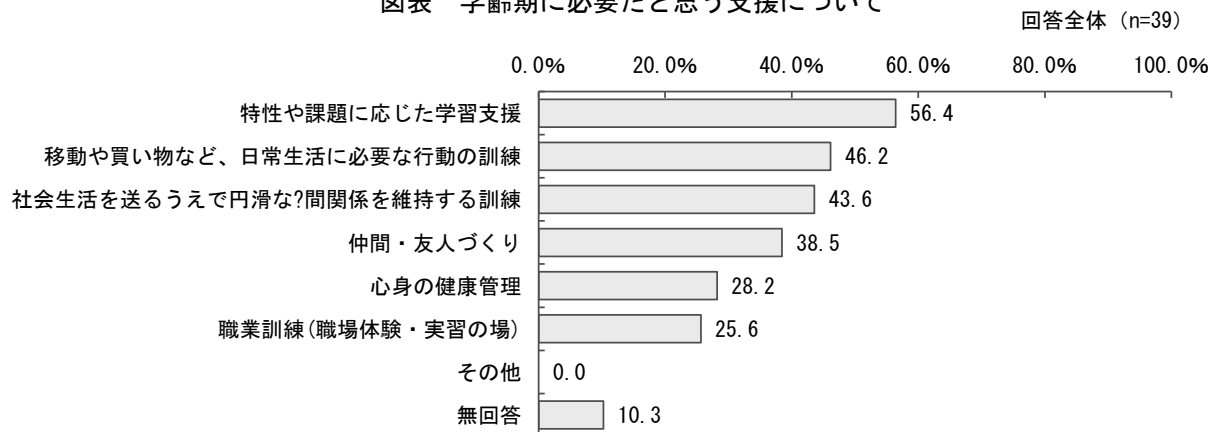
（回答数：39）



② 学齢期に必要なだと思う支援について

- 学齢期に必要なだと思う支援については、「特性や課題に応じた学習支援」、「移動や買い物など、日常生活に必要な行動の訓練」、「社会生活を送るうえで円滑な人間関係を維持する訓練」、を上位に挙げています。

図表 学齢期に必要なだと思う支援について



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいのある子どもが将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるように、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援につなげ、子どもたちの発達や成長を支援します。
- 支援を必要とする児童生徒や保護者に対し、障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択などの就学支援、障がい特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。

2-2-1：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査、指導等を適切に実施し、「気になる」段階からの障がいの早期発見・療育ができるよう、母子保健事業の充実に努めます。

また、健康診査等で発見された障がいの可能性や配慮の必要な児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

2-2-2：障がい児保育

保育が必要な障がいのある子どもを受け入れ、集団保育を行うことで、未就学児の健全育成を支援します。

今後も積極的に受け入れを行うとともに、保健師や専門機関との連携を図り、健全育成に努めます。

2-2-3：医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ケアの必要な障がいのある子ども（人工呼吸器の装着、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下、「医療的ケア児」とします。))が、必要なサービス等を利用できるよう体制の整備に努めます。

また、地域自立支援協議会とともに医療型児童発達支援及び重度障がい児を対象とした放課後等デイサービスの事業所の確保について検討します。

2-2-4：就学・教育についての相談の実施

教育相談、巡回相談等を実施し、就学前の発達面に遅れや障がいの疑いのある子どもを持つ保護者との意思疎通を図ります。

相談では、保護者へ専門的な情報を提供するとともに、相談結果をもとに適切な就学について助言を行います。

また、学校訪問や保育所・幼稚園・小学校との連携による切れ目のない支援に努め、保護者の就学に向けた不安の解消を図ります。

2-2-5：特別支援教育の推進

障がいのある子どもが適切な指導や支援が受けられるよう、通級による指導の充実や特別支援員の配置などにより、一人ひとりが将来自立した生活を送れるよう、特別支援教育を推進します。

2-2-6：学校教育の充実

障がいのある子どもが、個人の持つ可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、学校教育を通じて、その基礎となる知識や経験を育む教育内容の充実に努めます。

さらに、学校が豊かな人間形成の場となり、障がいのある子どもに対する差別や偏見につながらないように、子どもの状況に応じたきめ細かな教育を推進します。

2-2-7：学校との連携の強化

学校教育を修了した後、また施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるよう、サービス提供事業所等との連携を強化し、障がいのある子どもが本人の希望に添った、適切な職業に就けるよう支援します。

2-2-8：切れ目のない支援体制の構築

児童発達支援センターと連携し、地域全体での支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援などの関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進に努めます。

また、支援や配慮の必要な子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることができるよう、サポートファイル等の活用について検討を進めます。

2-2-9：発達障がいのある子どもへの支援

発達障がいのある子どもの子育て経験のある親が、その経験を活かし、子どもの発達障がいの診断を受けて間もない親などの相談・助言を行うペアレントメンターを育成する研修会を県が実施しており、本町では現在2名の方がペアレントメンターになっています。

今後も県の実施するペアレントメンターの養成、資質向上の機会を捉えて、町内での活動機会や発達障がいのある子どもを抱えている保護者との交流機会が広がるよう努めます。

施策2-3 多様な社会参加につながる機会づくり

1 施策を取り巻く環境

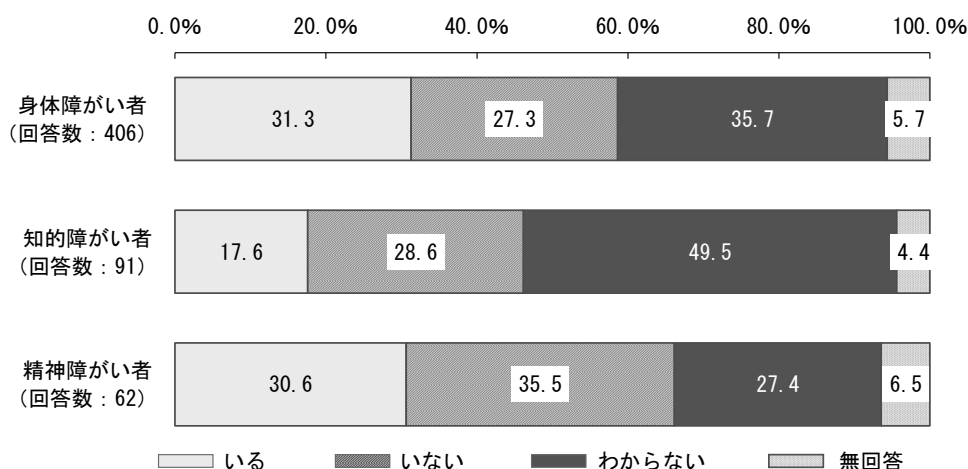
- 障がいのある人にとって、スポーツ活動や文化芸術活動は、参加者との相互の交流を広げ、社会参加に対する本人の意識向上や生活能力の向上などの効果も期待できることから、多様な機会や活動の場を整え、参加につながる支援をしていく必要があります。
- 町内では、障がいのある人が参加できる様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動を行っていますが、すべてに参加しやすい環境が整っているとは言えない状況にあるため、障がいのある人が参加しやすい支援や配慮を行い、活動への参加意欲を高めていく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 近所の方や地域の方と関わる機会

- 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所であなたを助けてくれる人について、身体・精神障がいのある人の3割が「いる」と回答する一方で、知的障がいのある人で「いる」と回答した割合は2割となっています。

図表 近所の方や地域の方と関わる機会



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などを通じてより多くの交流や社会参加の機会を提供できるよう努めます。
- 障がいの有無に関わらず、だれもが参加しやすいよう配慮された場や機会の創出に努めます。

2-3-1：日常的な交流の場・機会の創出

町内活動や地域活動等を通じて、障がいのある人と住民が交流しやすい機会の創出に努めます。

2-3-2：生涯学習・スポーツ・芸術文化活動への参加促進

町が実施するイベントなどでは、移動手段や参加時の活動を手伝うボランティアの確保など適切な準備・対応に努め、障がいのある人も参加しやすい活動を推進するとともに、障がいのある人とない人がともに活動する機会づくりに努めます。

また、活動のための施設のバリアフリー化など、障がいのある人の利用に配慮した施設の整備・運営に努めます。

2-3-3：社会参加につながる支援の推進

地域生活支援事業の移動支援事業や意思疎通支援事業等により、障がいのある人の社会参加を支援するとともに、地域をはじめとした社会全体での障がい特性に対する理解や配慮につながる活動を支援します。

基本目標3 安心して、自分らしく暮らせる地域づくり

施策3-1 情報提供・相談支援の充実

1 施策を取り巻く環境

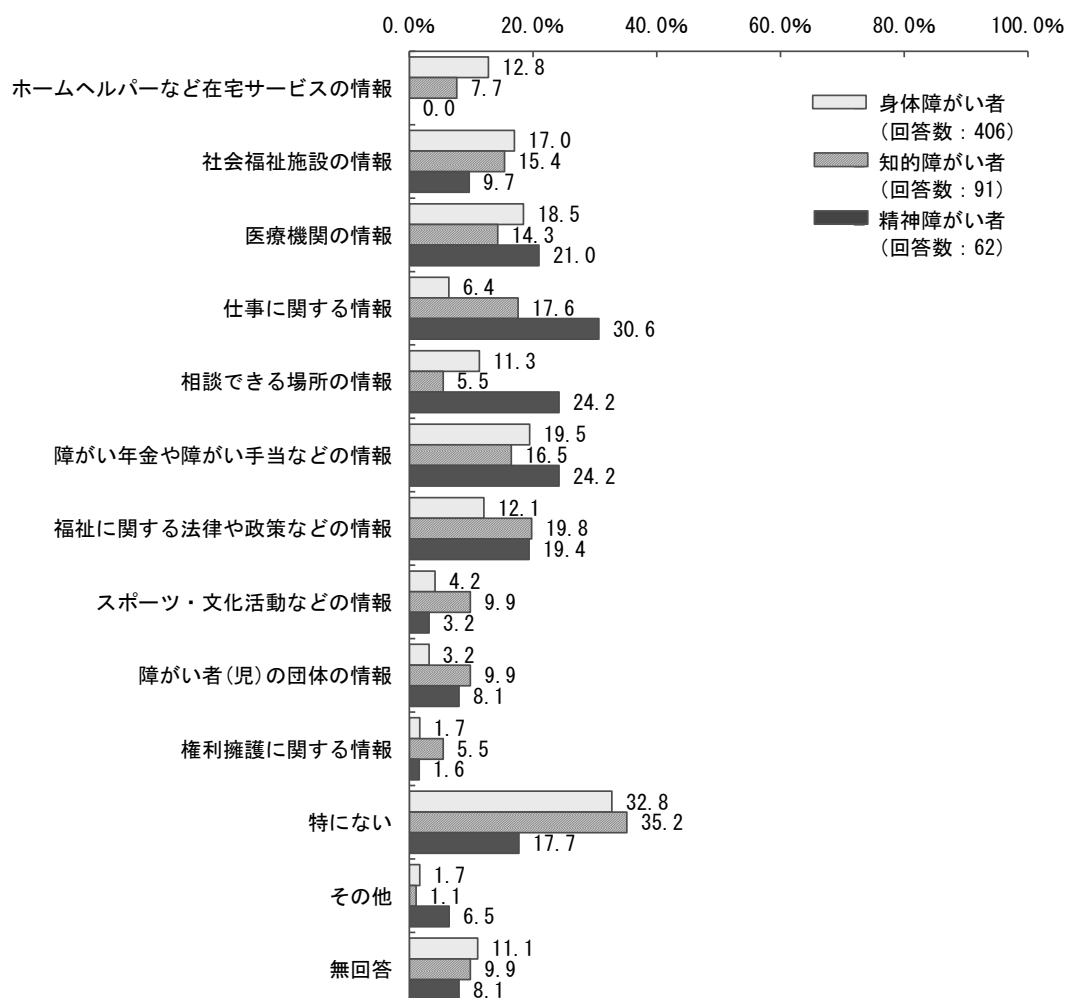
- 障がいのある人が生活にかかる情報に円滑にアクセスしたり、相談支援を受けられる環境は、より支援やサービスを受けやすくなるなど、自立した生活につながる好影響が期待されます。そのため、障がいのない人と同様に様々な情報や相談支援を受けられる環境を整える必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 必要と感じる情報について

- 必要と感じる情報としては、身体障がいのある人では「障害年金や障害手当」、知的障がいのある人では「福祉に関する法律や政策などの情報」、精神障がいのある人では「仕事に関する情報」をそれぞれ最上位に挙げており、障がいによって求められる情報は多岐にわたることがうかがえます。

図表 必要と感じる情報（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいに配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。
- 相談支援については、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるよう相談支援事業所と連携して取り組むほか、本人や家族の抱える様々な生活課題に対し、包括的な支援につながるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

3-1-1：情報提供の充実

障がいのある人が、様々な情報を得ることができるよう、広報紙、パンフレットや冊子、ホームページなどを活用し、各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供を推進します。

3-1-2：行政情報のアクセシビリティの向上

視覚情報センターによる情報提供や音声コードによる読み上げソフトの活用のほか、障がいによる情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、行政情報のアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上につながる手法について検討します。

3-1-3：意思疎通支援の充実

手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者を窓口配置することで手話通訳等を行うほか、筆談やFAX等を用いて意思疎通を支援するなど、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションに努めます。

また、意思疎通支援に必要な人材の育成・確保に取り組めます。

3-1-4：相談支援の機能強化

相談支援事業所や保健福祉課の窓口のほか、児童相談所、大和町社会福祉協議会、医療機関、特別支援学校をはじめとした教育機関、保育所など、様々な相談機関が障がいのある人一人ひとりの状況を把握し、その人の生活全般を見据えた包括的な支援につながるよう情報共有体制や相談支援の機能強化を図ります。

3-1-5：地域自立支援協議会の機能強化

各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組めます。

施策3-2 保健・医療体制の充実

1 施策を取り巻く環境

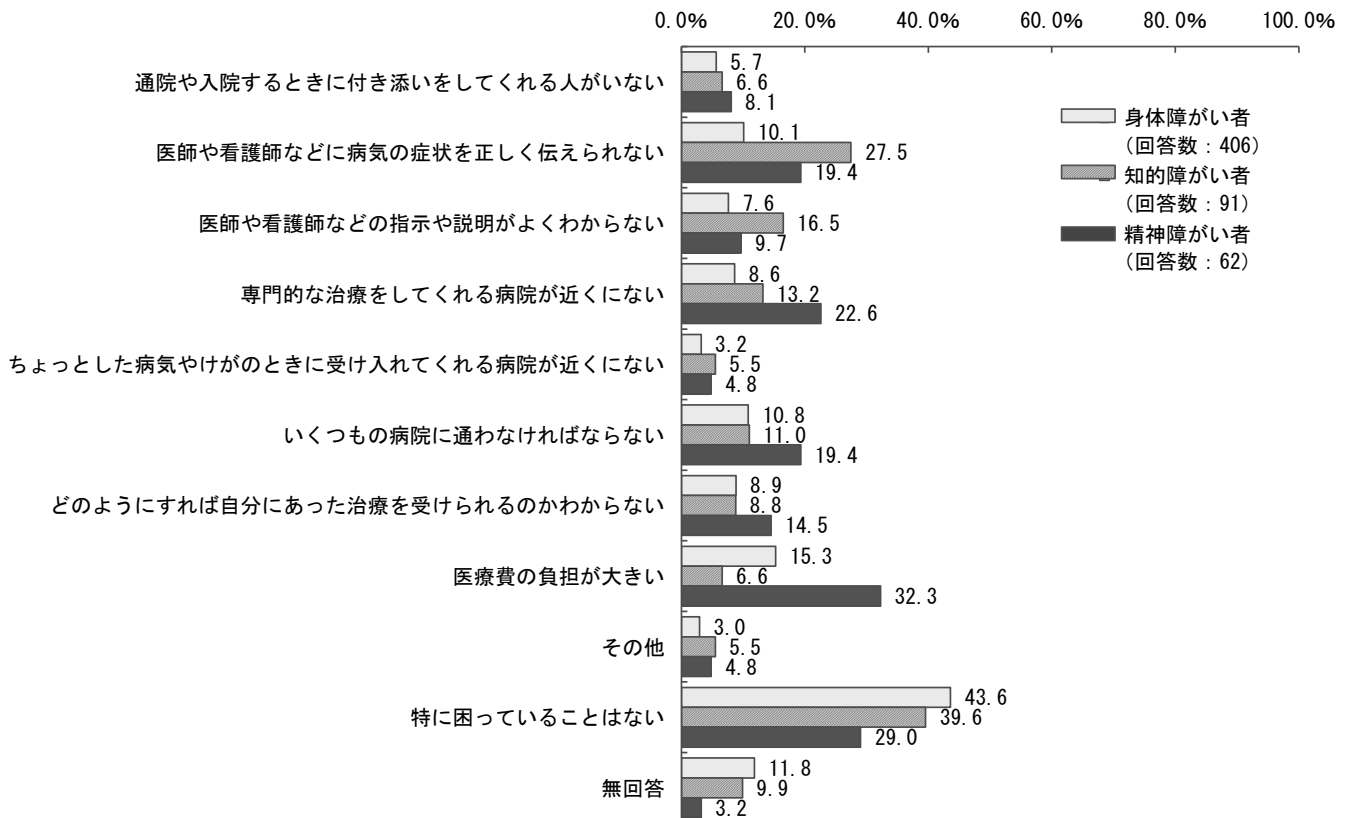
- 本町では、障がいのある人や家族の心身の健康保持と増進のため、健康診査をはじめとする保健事業に取り組んでおり、今後はさらに保健・医療・福祉の各分野が連携し、それぞれのライフステージに応じた取り組みを通じて、病気や障がいを予防していく必要があります。
- 精神保健分野においては、自立支援医療（精神通院医療）受給者が増加しており、包括的な支援体制を含め、こころの健康づくりへの取り組みが求められます。
- 障がいのある人の自立を促進するために、地域医療やリハビリテーションは重要な役割を果たしており、今後も地域にある様々な医療機関との連携を図りながら、様々な症状へのきめ細かい治療・リハビリテーションが必要となります。

[アンケート調査による意識]

① 医療やリハビリテーションを受けるときに困っていること

- 医療やリハビリテーションを受けるときに、困っていることでは、「医療費の負担が大きい」、「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」を上位に挙げています。

図表 医療リハビリテーションを受けるときに困っていること（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 保健・医療・福祉の連携のもと、病気や障がい、介護に対する正しい知識や日常生活における健康増進や予防についての正しい知識を普及・啓発することにより、障がいや疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。
- 精神保健施策の一層の推進に努め、「こころの健康」を支える社会づくりを目指します。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人が、適切な医療を受けられるよう医療機関等への理解や協力を働きかけていきます。

3-2-1：健診等を通じた健康管理・健康増進

定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導といった保健サービスを実施していくとともに、学校、地域での健康診査等の適切な実施等の機会の充実と、町の保健体制との連携を図り、健康づくり、保健福祉体制づくりに継続的に取り組みます。

3-2-2：障がいの原因となる疾病等の重症化予防

障がいを予防するために医療機関と連携し、障がいや疾病に対する正しい知識の普及や生活習慣病の予防に努め、障がいの原因となる疾病等の重症化を予防します。

3-2-3：医療・リハビリテーションの充実

地域の保健・医療・福祉の多職種と連携を図りながら、障がいに配慮した医療・リハビリテーションの充実に努めます。

3-2-4：精神保健福祉への対応

精神障がいのある人が安心して生活が行えるよう保健活動や障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるよう支援を行うほか、家族の会（ピアカウンセリンググループ）等の活動と連携しながら精神保健福祉対策を推進します。

また、心に悩みを持つ人への相談として、メンタルヘルス相談等の相談を提供し、「こころの健康」づくりに努めます。

3-2-5：自立支援医療等による医療費の軽減

自立支援医療、心身障害者医療費助成による障がいのある人（子ども）の保健・医療サービスの活用を促進します。

3-2-6：難病・高次脳機能障がいに関する保健・医療・サービス利用支援の推進

住民が難病や高次脳機能障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、関係機関と連携して取り組みます。

また、保健・医療・障害福祉サービス等をより受けやすくなるよう、利用対象となる疾病について周知するほか、相談支援や障害福祉サービスなどの利用促進に努めます。

3-2-7：保健・医療・福祉の連携

障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図り、自立を促進するための適切な支援が受けられるよう、必要な配慮とともに、障がいの早期発見に努め、地域において保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。

特に重度の障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な人が、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉、その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制づくりを進めます。

施策3-3 障がい福祉サービス・生活支援等の整備

1 施策を取り巻く環境

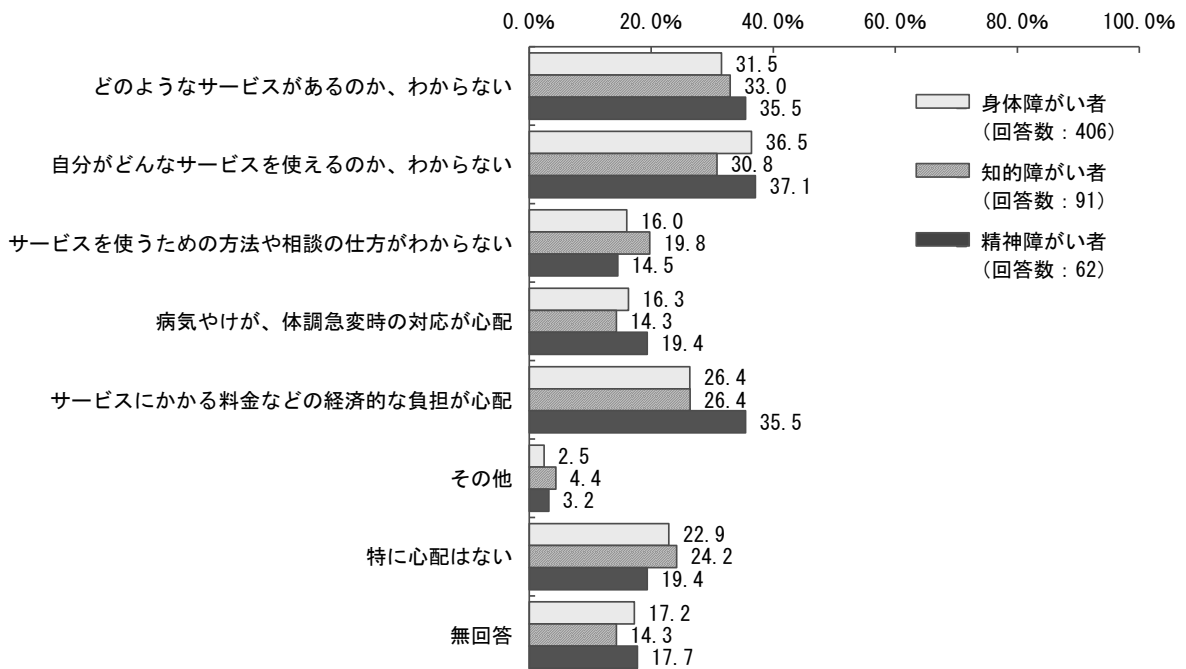
- 障がいのある人が、自らの意思で必要なサービスを利用することができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所支援等、地域生活を支える訪問サービスや日中活動サービスの確保、短期入所の利用とともに、グループホームなど居住の場の確保が必要不可欠です。
- 障がい福祉計画においては、第5期計画において地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の充実に取り組んでいます。

[アンケート調査による意識]

① サービスを利用するときの心配について

- サービスを利用するときの心配については、障がいの種類に関わらず、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」、「どのようなサービスがあるのか、わからない」、「サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配」を上位に挙げています。

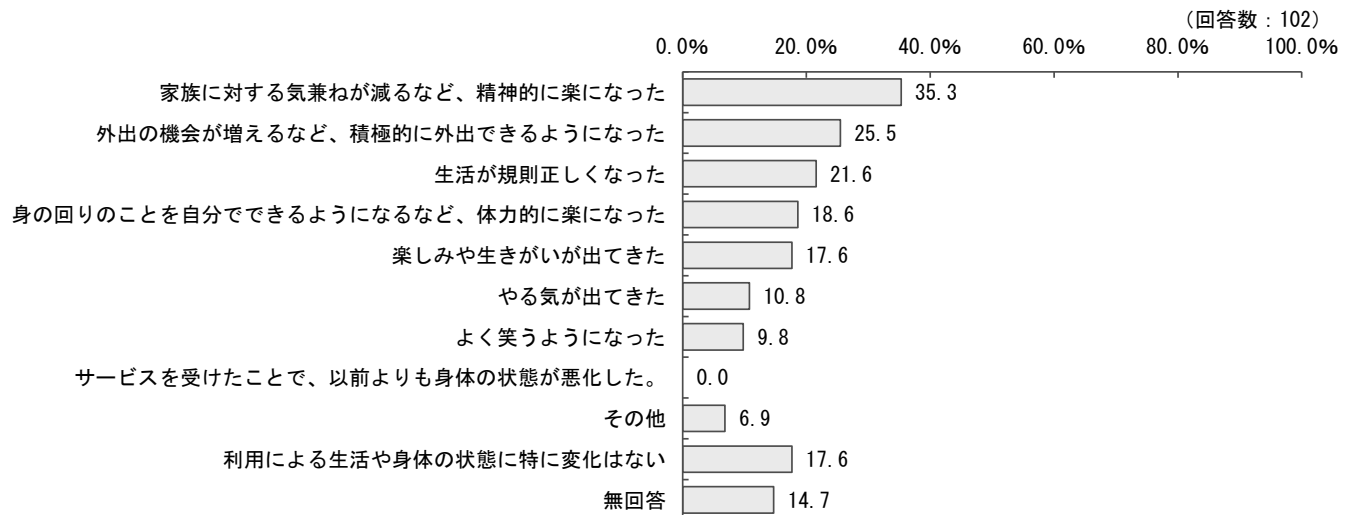
図表 サービスを利用するときの心配について



② 福祉サービスの利用による介護者の生活の変化

- 介護や手助けをするうえで福祉サービスを利用している（利用したことがある）と回答した方の福祉サービスの利用による生活の変化としては、「家族に対する気兼ねが減るなど、精神的に楽になった」、「外出の機会が増えるなど、積極的に外出できるようになった」、「生活が規則正しくなった」を上位に挙げており、福祉サービスの利用が心身の負担軽減につながっていることがうかがえます。

図表 福祉サービスの利用による介護者の生活の変化（介護者回答全体）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいのある人へのサービスの充実に向けて、現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障がいの特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。

3-3-1：障害福祉サービスの情報提供・周知活動の推進

障害福祉サービスガイドブック等による障害福祉サービスについての情報提供を行うとともに、相談支援専門員との連携のもと、障害福祉サービスの情報提供に努めます。

3-3-2：自立支援給付・児童福祉法によるサービスの提供

障害者総合支援法及び児童福祉法による、各種サービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業所とも協力しながら、新たなサービス提供体制へ円滑な移行を図ると同時に、必要なサービスが利用できるよう、サービスの質、量の確保に努めます。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を参照。)

① 訪問系サービスの提供

障がいのある人の在宅生活を支えるため、利用ニーズを把握し、必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

② 日中活動系サービスの提供

生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する方の必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

③ 地域移行の推進

施設入所者や退院可能な精神入院患者などの地域移行促進による居住の場であるグループホームの充実を図るとともに、日中活動の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を推進します。

④ 適切な施設入所の実施

施設入所支援が望ましいと考えられる方へ、障がいの程度やニーズに応じて適切に実施します。

また、介護保険事業所等とも協議しながら、高齢の障がいのある人については介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援します。

⑤ 障害児通所支援等の提供

障がいのある子どもの利用ニーズの把握に努め、身近な地域で利用できるよう提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

3-3-3：地域生活支援事業の実施

相談やコミュニケーション手段、移動等、障がいのある人にとって、地域での暮らしに、日常的に必要な支援の確保、提供に努めます。

また、日常生活の支援や創作活動、生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力向上のために、地域活動支援センターの利用を促し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障がいのある人との交流等を通じて、社会参加を促進します。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画を参照。)

3-3-4：経済的支援の実施

障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・民間事業者等で、各種の経済的支援を継続し、障がいのある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。

また、「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援事業との連携を図ります。

3-3-5：自立生活への支援

保健・医療・福祉分野の関係者が連携し、障がいのある人一人ひとりに必要なサービスが総合的に利用できるよう、包括的なケア体制の構築に取り組みます。

特に精神障がいについては、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、障がいのある人の自立生活を支援します。

3-3-6：サービス利用に結びついていない人への支援

手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、広報や啓発に努めます。

また、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等に関する知識の普及に努めます。

3-3-7：障がい福祉を支える人材の育成・確保

障がい福祉に関する事業所アンケート調査より、人材育成については、各サービス提供事業所での取り組みがされているところです。

今後も福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保に向けて、障がいへの正しい理解や障がい別の対応方法について学ぶ機会のほか、点訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの育成に向けた各種養成研修などの情報提供や参加促進に努めます。
